

第9回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年3月12日(月) 午後4時58分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説明員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 道 下 啓 子 |
| 庶 務 係 長 | 池 田 清 人 | | |
- 9 件 名
- 1) 議会改革について

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） また、たびたび御苦労様でございます。本当に先ほどの全員協議会の中でも、声が出ましたように、できるやつは早めにやると、というような形で、一つの形で議運で揉んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

1) 議会改革について

○委員長（高田保則） 1) 議会改革について、前回の会議について、報告いたします。

3番目の項目の、所管事務調査については、6月定例会の所管事務調査から個人ではなく、常任委員会として所管事務調査を行うこととし、手続き等の詳細は、常任委員長、議運委員長、これ副も入るんですね。議運の正副委員長で検討することになりました。併せて、閉会中の所管事務調査についても手続きを検討します。

4番目の項目の、ICT環境の整備については、専門的な検討になることから、提案元の妙高クラブにおいて、詳細な内容を詰めて、再度、議運に提示することになりました。協議の中では、できることから始めるという観点から、個人のパソコン、タブレットなどの機器の持込みを認めたらよいのではないか、という意見もありましたが、市からの貸与方式の検討を行うこととなりました。

5番目の項目の、議員提案による条例及び政策提言実現に向けた仕組みの整備については、議会による提案となる

こととされた案件のフローチャートであります。このような事例が出たときにとるべき手続きをまとめたものとして、参考となるものであり、議会運営マニュアルに参考資料として添付することとなりました。

本日は、検討の先送りとなっていた、2件、「農業委員会委員の採決方法のマニュアル記載」、もう一つは「政務活動費の前払いから実績に基づく交付に変更」の協議について、審議をお願いしたいと思います。

本日の結果をもって、最終日に全員協議会を開催していただき、報告を行いたいと思います。そして、具体的な行動に移っていきたくて考えていますのでよろしく願いいたします。

まず、農業委員会委員の採決方法のマニュアル記載については、初回の採決方法を検証する必要があるということで継続検討となっておりますが、本日ここで決めることについて、局長説明願います。

事務局長。

○局長（岩澤正明） 前回の結果ということなんですけど、マニュアルに記載するかどうかで検討しましたが、結論は出ませんでした。それというのは、農業委員会委員の任命同意の採決方法とし、無記名投票でよかつたのかどうか、結論論がでなかったということが要因かと思えます。このことから、結果について検証をしたほうがよいのではないかという話があったかと思えます。今後、今日、協議を行っていただくわけなんですけど、今後行う案として、一応たたき台として、二つを考えましたので、その方法を説明させていただきたいというふうに思います。方針の案1、検証、これ速やかにします。採決方法の決定、これ時期なんですけど、検証と同時にやりたいと、そしてマニュアルの記載時期については、まあ新たな、新たなというか、どうなるかわかりませんが、採決方法、それで良かったのかどうか、まあ、新しいものかわかりませんが、採決方法を決定した後、速やかにというパターンがあるかと思えます。

もう一つの案につきましては、検証、アンケート程度のものをしておいて、採決方法決定、その時期については、次回改選時、一斉改選が32年度になるかと思えますので、32年度のときに決定すると、それは、議員も改選になったり、農業委員会委員の任命同意の意義というか、農業委員会の状況を加味しながら、その時に決定する。マニュアルの記載時期については、速やかに記載する。無記名投票ですね。この間、決定した無記名投票というのは、今後3年間、欠員がとか出た場合もそのまま行うということで、速やかに記載するというような、二パターンになるのではないかなということで、案のほう示させていただきました。この案で、どちらかの案を決めていただいて、それを全員協議会で報告して、実際に行動に移していくというふうなはずになるというふうにとっております。説明は以上です。

○高田委員長（高田保則） ただいま、事務局「長から、農業委員会の委員の選任同意方法についての議決方法について、説明をもらいましたが、ご意見を伺います。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今、事務局長から欠員が出た場合に、という話がありましたけども、農業委員会の法律の中では、議員みたいに、何分の1以上欠員になったら補欠選挙するとか、規定ないと思うんですが、したがって、3年間、私が聞いている範囲では、それは欠員になった場合は、それはそれで欠員にしてやるというふうに、聞いているんですけども。欠員は補欠選挙みたいのやるんですかね。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） まあ、選挙ではないと思います。任命、市長の方で任命します。その任命にあたっては議会の同意が必要ということになります。今回、追加議案で、任期始まる前に・・・。

○高田委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今回は、始まる前であったんで、なおかつ、認定農業者の方が辞退されたので、認定農業者が過半数以上という要件を満たさなくなっちゃったんで、追加でこうやったというふうに私は聞いているんですが、その後の任期中に4月1日以降に、欠員になった場合についても、それは、欠員で行くというふうに私は聞いてい

たんですけど。私の聞き間違いなら、あれなんです。だから、同じような同意を求めることはないんじゃないかというふうに思っているんです。その辺どうなのでしょう。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ちょっと不確かなので。すぐわかると思いますので、確認してもらいます。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後5時6分

再開 午後5時12分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。池田係長。

○池田係長（池田清人） 先ほどの農業委員の欠員の関係ですが、4月1日以降なんですけど、例えば今、認定農業者さんとか、中立委員さん、そういった方が欠員になって、必要な要件を満たさなくなった場合には、また、要件が満たされるように、議案として議会同意という議案が提出されると。一般の農業委員さんが欠員になった場合には、一応要件がそのまま満たされているとすれば、そのまま欠員のままでいくこともあるという状況だということです。以上です。

○委員長（高田保則） 今、池田係長から話がありましたけども、委員の提案をする場合もあるし、ない場合もあるし、そういうような。今の認定農業者過半数というのは、農業員会の必須条件ですかね。それと中立委員の1名が委員会の必須条件ということで、そこに欠員があった場合は、任命同意を求めるということでありまして、そのほかの委員については、求めない場合もあるということでしょうかね。それを踏まえて、選任方法をどうするか御意見いただければというふうに思います。佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） 今回みたいな追加議案が出る可能性があるということになると、ここまで無記名投票でやってきたという形がある以上は、その形をとっていきべきではないかというふうに思います。その後の次の32年度に向けては、我々の任期から外れてくる話なんで、それは、その近くになってもう一度議論していただいてもいいんじゃないかなと。それまでの繋ぎは、ここまでの形を踏襲していくのが筋ではないかなと思いますんで、のように私は考えます。

○委員長（高田保則） ほかに意見ございませんか。いま、副委員長の意見については、任命方法については人事案件ということで、無記名で、ということでマニュアルに載せるということ。ただ、我々の任期外、その時の状況もあるので、そこでもう一度検討するという付帯条件みたいなことも付けて、乗せるかどうか。

〔「ちょっとでいいですか」という者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺委員） 途中で悪いんです。付帯条件なんか、何にも付けなくていいですよ。マニュアルもみんなそうだけど、議会基本条例では常に見直していくことになっているから、その時は、必要なら見直せばいいんだから、発案してね。わざわざ今から縛って、必ず検討しなければいけないとか、すべきだとかというのは書かないほうがいいんじゃないかと思えますけどね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員からそういう話がでましたけども。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私も、どっちみち次の改選の後に、次の農業委員、途中であるかもしれないんです。逆に2回こうやって無記名でやったことが、載ってないほうがちょっとまずいと思います。ですんで、この32年に一斉改選するときになれば、おそらくまた、全国、新潟県内でも自治体がやるわけですよ。そうしたとき、他の自治体どうやってやるんだって話になってですね。そうじゃないんだということになれば、その時にまた新しい人で

ですね、じゃあこのマニュアル、前回実際にやった無記名投票はマニュアルに載っているんだけど、このマニュアルを、じゃあ妙高はまた直そうということにすればいいと思うんで、2回の実事があるということは載ってないほうがまたおかしいと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 基本それで今回、そういう形でやりましたので、それを外れるということになると、それまた違う話になります。ただですね、マニュアルに載せるという部分については、やっぱり、マニュアルの重さという部分があると思うんですよ。先回の部分、マニュアルでは簡易表決とするというのはなくて、無記名投票に一気にいっておりますので、そこら辺のマニュアルというのは何なのかという部分ですね、やっぱり、きちっと、私ども勉強不足なのかもしれませんけれども、やっぱり、きちっと、考えていたほうがいいのかというふうに思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員からもそういう意見がでました。今回の件については、12月と今回3月は無記名投票でやるということでございますので、マニュアルには普通の人事案件と一緒に、無記名投票ということに載せるということにしたいと思います。ただ、32年度についてのいろんな問題がありますが、いま言った基本条例、マニュアルも随意見直すということになっていきますので、それはそれで、見直しを図っていけばいいというようなことで、それを前提にした中で、今回は人事案件と同じ、無記名投票でマニュアルに掲載するということにしたいと思いたすがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。じゃあ、そういうことで、農業委員会委員の採決方法については、他の人事案件と一緒に無記名投票とするということで、マニュアルに掲載をしたいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、政務活動費の前払いということで提案を受けておりますが、この件について御意見を伺います。

事務局長。

○局長（岩澤正明） レジメに記載してありますことを始めに説明したいと思います。政務活動費の前払いから実績に基づく交付（後払い）への変更について、ということで、検討の方向を確認したいと思います。前回の会議結果では、平成30年度では現行どおりの前払いなんですけど、前払いから実績に基づく交付、後払いへ前向きに検討するというものであります。案1、案2ということで書いてあるんですけども、案1としましては、現行の前払い方式と後払い方式比較の上、平成30年度決定するという、案2としましては、後払い方式に変更するものとして、それをここで決定した上で、検討するという、違いは何かというと、案1については、前払い方式、結果としてですね、前払い、検討した結果、戻ることもあり得るというのが案1ですし、案2ということで、絶対にやるんだということで決めてやるかということになるかと思いたす。まず、その検討の方向を決めていただければと思いたす。

あと、事務局ですね、いろいろ今度検討していく上で、次の、○基本の方針（案）というところで、この辺のを決めていただければ、条例改正の準備とか進められるということで、方針案を決めていただければと思いたす。やるとすれば、実施時期は、平成31年4月1日。平成31年度分からということになります。交付回数については、これも二通りあるかなと思いたす。年度末実績報告後の1回の交付にするか、上半期で一旦締めて、実績報告を出してもらって交付をする。最後は、下半期の実績報告を出してもらって、交付する。1回か2回かということ。その他、交付決定額は今のところ18万円なんですけども、それを超えた場合はその時点ですね、実績報告をすることができる、その時点で、請求することも考えられるのではないかなということで、検討していただ

ればというふうに思っています。

まあ、早く終わったとしても、最終的には、年度末までが政務活動の活動期間ではないかと思えますので、最終的には年度末で実績報告は必要ではないかとは思っているところです。以上です。

○委員長（高田保則） 今、事務局長から説明ありましたが、前回の検討するというので、現行の前払い方式と、後払い方式、前払い方式をやめて後払い方式に変更するという3案が、とうい、大まかには2案なんですけども、そういうので、結論がでなかったわけですが、その辺はいかがでしょうか。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 前も提案したとき、これは私、引っ込めたんですけどね、だけど、今、議会改革をしようとしているんなら、はっきり目に見えたほうが、立场上必要じゃないかなと、言い訳にする訳じゃないけど、31年から後払い方式にすると、そういうふうに決めて、1年間しのげばいいんじゃないかなと。そして、今、局長が話がありましたように、今でも出したのをチェックしてもらって、4月10日までに出してチェックしてもらって、やってくるんだけど、それを例えば、3.31までに出せとか、なんかとも含めてでも、早めて少しでも楽なようにして、チェックしてもらったら、金額をそのまま振り込んでもらえばいいんだから、それは改革の姿勢として、しゃばでは議員の特権みたいに思われるのも嫌ですから、こんなばかで、そうすると、そういうふうに取り組むのがいいんじゃないかなと私は思います。

○委員長（高田保則） 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） その方式がいいと思うんですが、一つ、31年度は改選期になると、前、確か、7月分までの請求をして、そこで一旦区切って、またやっていたと思うんですよね。で、そこでまた改めて、8月から残りの任期分の申請を出すという形だと思うんで、そうするとその31年の問題をどうクリアしていくのか。4年に1回その時期が来るんで、併せて検討していただきたいなと思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 同じかと思えますけどね。年度単位であれば、最初に交付申請していただいて、交付決定、その後、実績報告ということになります。改選があった年については、4月に交付申請、交付決定、そして任期7月で精算すると。精算とうい、後払い、実績報告して、金額を交付してもらおうと。その後新たな任期が始まりますんで、7月に交付申請、交付決定、そして、その年は年度末ですかね、年1回で終わらすのか、実績報告して、交付してもらおうという形になるかと思えますんで、そんなに年度にこだわらなくてもよろしいんじゃないかなと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 条例もよく読まんで申し訳ないんですけど。扱いは今までと同じですよ、例えば、7月に辞めた人は7月でそれでいいんですけど、引き続き8月からも議員の人はトータルで1年間の総額でやるんですよ、7月に辞めた人は7月終わった時に実績報告をだしてもらおうと、だけど再選された人は、それは出さないで、3月までひきずっておいて出してもいいんですよ。交付申請は出すんですよ。交付決定は2本になるけど、扱いは今までみたいに1本にするんですよ。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） すいません。ちょっと、過去のことは調べてなくて、あれなんですけど、当時は多分、任期があったと思えますんで、交付申請を7月までの交付申請をして、前払いでもらって、新たに任期が始まったとき交付申請をして、その時点ですぐ前払いでもらったというと思えますけども。7月に実績報告出したと思うんですけど。

（「辞めた人は出したけど、続けている人は3月まで出さん」、「そこら辺がちょっと不思議だ」と言うものあり）

○事務局長（岩澤正明） 交付決定した額の実績報告していないのも不思議なような気がしますね。ちょっとわかりませんが申し訳ありません。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 年間で決まっているものだからさ。7月までの人は、はっきりそこで辞めるっていうのがわかってる。選挙終わればね。だからそこで、当然、実績報告だすわね。だけど、再選された人は、年間の額が決まっているものだから、交付申請は確かにだすけど、使う実績は、両方を合わせた、3月に出してた。それが、触れるのかどうかわからんのだけど。そこら辺がちょっと疑問なんだ。そうすると、例えば、続けていた人の話だよ、7月までには3割くらいしか使わなかったと、後半に7割使ったと。だけど、結果的には18万円のところで収める。という逆のパターンもあるかもしれない。だけど逆のパターンだと半分の9万円しかでないんだから、オーバーするという事はないんだ。少ない人は、残りを余裕として後半に使えるかどうかということ。

○委員長（高田保則） この政務活動費というのは、何のための政務活動費かという、その本質的な問題が渡辺委員の提案になっていると思うんですが、あるから使うということじゃなくて、それを使って議員力を上げるというのが政務活動費の本当の趣旨だと思うんですよね。そういう意味からいって、今、改選期どうかということもあるんですが、まあ、私の案として、上半期、下半期で年2回を交付ということにして、その都度、活動報告を出すということでやったらどうかかなというふうに思うわけですけど。これも議会の最高責任者である議長の命でそれを出させると、自発的に出すということじゃなくて、議長の命で上半期、下半期にそれぞれ、活動報告を提出して、交付を受けるようにしたらどうかと。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そうしますと、例えば、半々で割った場合は、9万、9万になりますよね、ところで、上半期で実際7万円しか使わなかったと、そうすると2万円あまっていますよね、それで実績だから、そこで一旦閉めますよね、それで、下半期の分をそこは今度12万使っちゃったと、3万超えていると、そういう場合、実績報告出して精算しちゃったとなるとおかしくならないかな、財務規則上。どうなんですかね。

○委員長（高田保則） 佐藤副委員。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） それよりひどいのが、私が言っている改選期は4か月分しかないんですよ。ちょうど真ん中出ないんですよ。その年だけ、4か月、残り8か月というのはおかしい話なので、今、半分だけわけののではなくて、今やっているように4月に一回出して、続けるかたは8月にもう一回出して、精算は合計でやると、最後に一発でやらないと俺は駄目だと思うんですよ。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 最初、4か月かね。最初4か月の交付申請出して、そして、めでたく再選された人は、変更の交付申請を出せば、18万円の変更交付申請を出せば、それを元に4月からの分を3月に精算すると、そんでないと変なものなんだよね。それは、31年度からなんだからさ、今すぐ結論出さんでもいいんだ。ただ、ここで皆さんに出してもらいたいのは、30年度はそのままやると、31年までは問題点を整理して、31年度からは後払いにしまいかとうことを言ってもらえば、一番すっきりする。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 今の渡辺委員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、30年度で条例の中身を検討して、それにできるような形で作ってみると、そういうことで条例改正に向かっていくことになるかと思います。

○委員長（高田保則） 結論出たようであります。政務活動費については、平成30年度は現行どおり。31年度からについては、後払い方式を基本として検討していくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ありがとうございます。継続議案の2案については、結論づけたということであります。なお、この次に検討していただく項目については、議会が終わって、新年度に入りましたら早急に議会運営委員会を開催して、優先順位を付けていただいて、検討に入るということにしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） 先日、うちの妙高クラブのほうに差し戻されましたICTの環境整備につきまして、たたき台を作ったところなんですが、会派の中できちっと揉みきれていないところありますので、もう少し精査をして、皆さん方に提出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長（高田保則） じゃあ、今のICTの関係も含めて、新年度で審議していきたいというふうに思います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） さきほど、少し話でしたんですけど、3月22日、全員協議会、本会議前に開催して、報告することよろしいでしょうかね。

○委員長（高田保則） 前にしますかね。後にしますかね。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 教育委員会の対応、そこんこで話をして、報告できれば。

○委員長（高田保則） じゃあ、提案ですけど、22日、全員協議会を本会議前に開催するとうことで、今の改革の報告と、先程、渡辺議員の通知の問題について、報告を受けるとうことで。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 22日というとまだ時間あるからさ。議運で決まったんだから、議運で話題にしなけりゃいけんかという問題もあるから。いつの時点で本会議場で釈明するのか、報告するのもも含めて。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後5時35分

再開 午後5時37分

○委員長（高田保則） 休憩を解きます。次の全協への今日の結果報告については、22日の本会議が終わってから、全協を開催し、報告したいと思っております。なお、渡辺議員の問題については、日程がわかり次第再協議をするとうことでよろしくお願いたします。

○委員長（高田保則） 以上で今日のものについては終わりでございますけど、他によろしいですか。これで議会運営委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

閉会 午後5時38分